不利益処分の処分基準

処分の内容		貸付金の返還
根拠法令及び条項		新座市高額療養費資金貸付基金条例第７条
所管部課係名		いきいき健康部国保年金課国民健康保険係
処分基準	関係条項	
	基準（未設定の場合はその理由）	第７条　借受人は、貸付けに係る高額療養費の支給を受けた日から１週間以内に貸付金を返還しなければならない。 2　借受人が、国民健康保険法による高額療養費の支給を受ける者であるときは、貸付けに係る高額療養費の支給を受けた日に貸付金に相当する額を貸付金の返還に充てるものとする。 3　市長は、借受人が虚偽の申請その他の不正行為により貸付けを受けたことを知つたときは、前２項の規定にかかわらず、直ちに貸付金を返還させるものとする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）